

平成22年度 診療報酬改定 医療費が 4月から引き上げられます

4月から、医療費が引き上げられます。

医師の技術料等にあたる「本体部分」は1.55%増、薬や医療材料の「薬価部分」は1.36%減、全体で0.19%の引き上げとなります。

平成22年度は、 どんな改定なの？

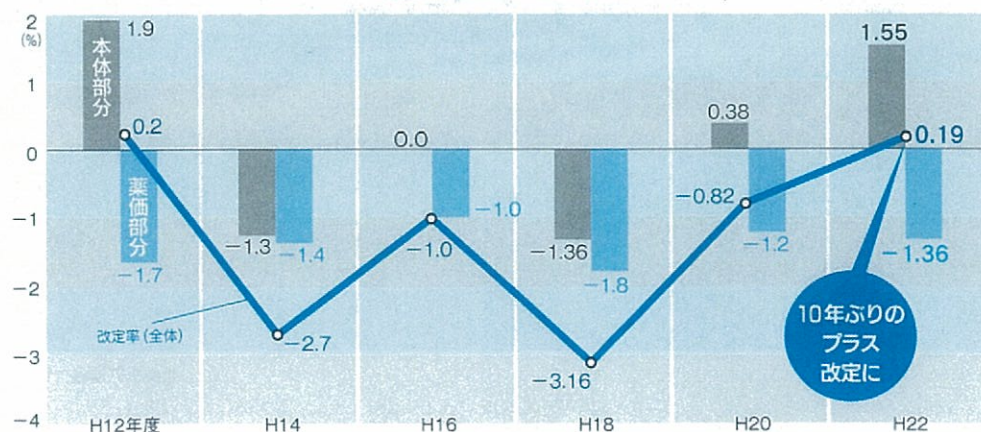
2年に1回行われる「診療報酬改定」は、医療費や薬の公定価格を見直す作業で、診療報酬全体がプラス改定となるのは実に10年ぶりのことです。平成22年度改定では救急・産科・小児科・外科など、今すぐ立て直しが必要なものを中心に診療報酬が引き上げられます。また、開業医と勤務医との格差、診療科による収入格差の解消も盛り込まれています。

患者と 健保組合への影響は？

今回の改定で総額700億円の医療費増が見込まれ、原則としてみなさんが窓口でその3割を負担することになりますが、残り7割は健保組合が負担することになります。このほか、診療報酬改定に関係なく、高齢化に伴って医療費は毎年約3%ずつ増えています（自然増）。

さらに、景気低迷により保険料収入が伸びないなか、医療費負担の増加に加え高齢者医療への納付金の増加もあって、健保財政は先の見えない厳しい状況にあります。

診療報酬改定の推移



窓口負担をさらに 膨らませないために

■かかりつけ医をもちましょう

「大きな病院=安心」ではありません。大きな病院に紹介状なしにかかれば、その費用が別途必要となります。かかりつけ医ならば、そういった費用がかかることもなく、また、あなたの体質やライフスタイルなどにあった診断が可能です。



■時間外・休日の受診はできるだけ避けましょう

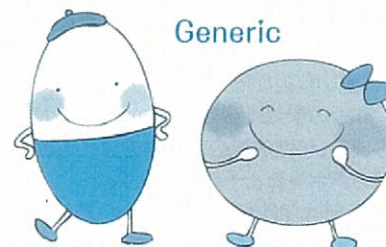
突発的な病気やけがの場合を除き、時間外や休日の受診はできるだけ控えましょう。休日や深夜はもちろん、たとえ病院が開業している時間帯でも、『早朝6時から8時まで』と『夕方6時から午後10時まで』は時間外が加算されます。

■ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

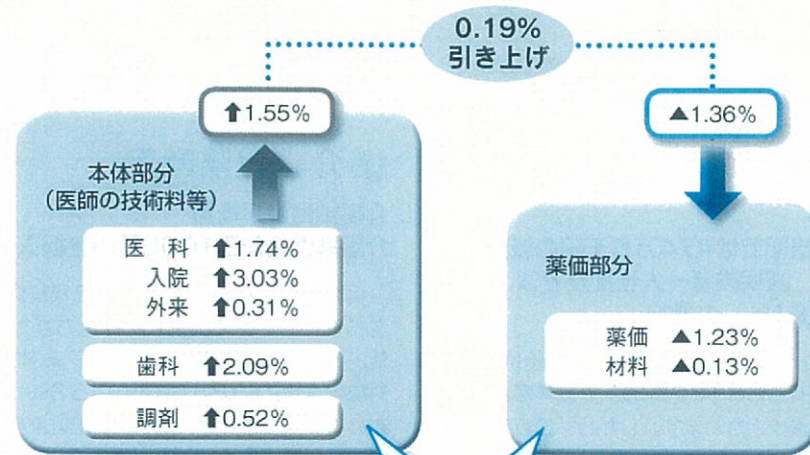
安心の医療を低コストで受ける一つとして、ジェネリック医薬品が注目されています。新薬に比べて安価なジェネリック医薬品の普及を進めることで、医療費全体の2割・約7兆円にのぼる薬剤費を減らすことが期待されています。国では「平成24年度までにジェネリックのシェア（数量ベース）を30%以上（現状20%未満）」という数値目標を掲げています。

今回の改定では、さらなる促進策が盛り込まれています。

まずは、かかりつけ医や保険調剤薬局に相談してみましょう。



平成22年度診療報酬改定の内訳



お薬そのものの値段は下がっても、調剤してもらった際の費用が上がります。